

第2回 厚真町地域公共交通活性化協議会



日時 平成21年6月12日【金】

（書面協議会）

第2回厚真町地域公共交通活性化協議会

(議 題)

議案第1号 厚真町地域公共交通活性化協議会の規約の改正について

本協議会委員に公安委員会関係者及び道路管理者を加えるため、厚真町地域公共交通活性化協議会規約第4条第1項及び第2項を次のとおり改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(組織の構成)</p> <p>第4条 協議会は、委員<u>10人以内</u>をもって組織するものとする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 厚真町副町長</p> <p>(2) 室蘭運輸支局首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)</p> <p>(3) 北海道胆振支庁地域振興部地域政策課長</p> <p>(4) 道南バス株式会社の代表</p> <p>(5) あつまバス株式会社の代表</p> <p>(6) 地域住民又は利用者の代表</p> <p>(7) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表</p> <p>(8) 第9条第1項に規程による専門部会の代表</p>	<p>第4条 協議会は、委員<u>12人以内</u>をもって組織するものとする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 厚真町副町長</p> <p>(2) 室蘭運輸支局首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)</p> <p>(3) 北海道胆振支庁地域振興部地域政策課長</p> <p>(4) 道南バス株式会社の代表</p> <p>(5) あつまバス株式会社の代表</p> <p>(6) 地域住民又は利用者の代表</p> <p>(7) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表</p> <p>(8) 第9条第1項に規程する専門部会の代表</p> <p>(9) 苫小牧警察署長が指名する者</p> <p>(10) 北海道室蘭土木現業所長が指名する者</p>

承 認 (承認12人、不承認0人)

2. その他